



申12号 八王子駅のお身体の不自由なお客さま対応業務の委託に伴う営業体制の見直しに関する申し入れ 団体交渉を行いました。(2020年12月24日提出)その2

3. 今施策において偽装請負というコンプライアンス違反を発生させないようにセントラル警備保障との連携について駅社員に教育すること。

(会社回答) 必要な教育は実施していく。

(組合) 全社員への教育が必要である。

(会社) 業務委託契約書を用いて管理者には行っている。

(組合) 対応業務以外の契約についても周知するべきである。

(会社) 駅構内の巡回も契約に含まれる。ラッチ内だけでなく構内での対応業務も含まれると解釈している。出札から改札、ラッチ内も含まれる。

確認 管理者を通じて何ができて何ができないか、は周知されている。
コンプライアンス違反は発生しないよう教育は終了している。

4. 今施策実施後の、お身体の不自由なお客さま対応業務を八王子駅社員が行う際の業務執行フローを作成し関係社員へ周知すること。

(会社回答) 業務委託内容等については、当社と業務を委託する会社との業務委託契約に基づき実施していく。

5. お身体の不自由なお客さま対応業務を委託することにより安全・サービスレベルの低下を発生させないように十分な体制をセントラル警備保障に求めること。また、長時間お客さまをお待たせすることや、他駅から便乗して他駅社員が対応業務を行うことなど安全・サービスレベルが低下する事態が発生した場合、業務委託を見直し八王子駅本体で対応業務を行なうこと。

(会社回答) 業務を委託する会社の運営体制は、業務を委託する会社において決定することとなる。なお、業務を委託する会社と一体となって安全やサービス品質の維持・向上を引き続き図っていく考えである。

7. セントラル警備保障会社で完結できるよう必要な設備・資料を提供すること。

(会社回答) 必要な準備を実施していく。

確認 対応の基本はCSPであるが、フローは紙で駅に提供していく。
電話連絡・放送だけが本体など業務混在は偽装請負の可能性があるので、全行程が委託される。
変更連絡書は信号からCSPの事務所に転送される。

対立 著しいサービス・安全レベルの低下が発生した場合本体に戻すべき！
変更連絡書は指令から直接送信させるべきである！

「安全・サービスレベルが低下しない」と回答！
本体に戻すことはない！と認識は一致せず！ その3へ続く